

三川町消防団条例(昭和30年条例第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任用、報酬、分限、懲戒、服務等について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 本町に消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 三川町消防団

区域 三川町の全域

(定員)

第3条 消防団員の定数は、250人とする。

(消防団員の種類)

第3条の2 消防団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。

3 機能別団員は、町長が定めるところにより特定の任務に従事する消防団員とする。

(任用)

第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の消防団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。

(1) 本町に居住又は勤務する者

(2) 年齢満18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ身体強健な者

(欠格事項)

第5条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第6条 任命権者は、消防団員が、次の各号の一に該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号又は第3号の規定に該当するに至ったとき。

(2) 区域外に住所を移したとき。

(懲戒)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は1カ月以内の期間を定めて行う。

第8条 分限及び懲戒に関する処分の手続きについては、三川町職員の例による。

(服務規律)

第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、基本団員は、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第10条 基本団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り基本団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 消防団員は職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第12条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくはその活動能率を著しく低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

第13条 消防団員は退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に届け出なければならない。
(報酬)

第14条 消防団員には、別表第1の定めるところにより、年額報酬を支給する。年額報酬の支給方法は、三川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和45年条例第1号)の定めるところによる。

2 基本団員が、団長の指示により、災害及び警戒等の職務に従事した場合は、別表第2の定めるところにより、出勤報酬を支給する。出勤報酬の支給方法は、別に定める。
(制服の貸与)

第15条 消防団員には、職務上使用する制服を貸与する。
(公務災害補償及び退職報償金)

第16条 消防団員に対する公務災害補償及び退職報償金については、山形県消防補償等組合補償条例(昭和41年条例第1号)、山形県消防補償等組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(昭和41年条例第7号)及び山形県消防補償等組合消防団員退職報償金支給条例(昭和39年条例第6号)の定めるところによる。
(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。
附 則

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に団長及び団員の職にある者は、この条例の規定に基づいて任命されたものとみなす。

附 則(平成12年3月21日条例第17号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月14日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日条例第17号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第6号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月11日条例第12号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和4年3月16日条例第5号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月13日条例第14号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月19日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

5 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1

職名		年額報酬
基本団員	団長	152,000円
	副団長	91,000円
	分団長	73,000円
	副分団長	60,000円
	部長	40,000円
	班長	39,000円
	自動車ポンプ班員	36,500円
	積載車班員	36,500円
	小型動力ポンプ班員	36,500円
	女性消防班員	36,500円
機能別団員	操法等指導団員	10,000円
	訓練等支援団員	6,000円

別表第2

出動等区分		出動報酬
災害・警戒等	2時間未満	2,000円/回
	2時間以上4時間未満	4,000円/回
	4時間以上	8,000円/回
学校入校等訓練		2,400円/回